

2008年水銀輸出禁止法

—アメリカにおける水銀規制の現状と課題—

海外立法情報課 廣瀬 淳子

【目次】

はじめに

I 水銀規制の現状

- 1 水銀の使用状況
- 2 水銀を規制する法律

II 2008年水銀輸出禁止法

- 1 法律の概要
- 2 主要な条項

III 法律制定後の動向

- 1 長期保管施設の選定
- 2 水銀化合物の輸出禁止

おわりに

翻訳：2008年水銀輸出禁止法

はじめに

水銀の人体への毒性については広く認識されており、世界的に規制が強化される傾向にある。EUでの水銀輸出禁止規則の制定に向けた動向を受けて、アメリカでは2008年に水銀輸出禁止法が成立した。2013年1月1日から金属水

銀の輸出が原則として禁止される。国際的な水銀の輸出入や環境への排出を規制する法的な拘束力のある条約については、ブッシュ前政権は反対していたが、オバマ政権になり条約を支持する方針に転換した。

本稿では、2008年水銀輸出禁止法について、その制定の背景、主要な条項、制定後の動向を概観し、併せて同法の全訳を付す。なお、水銀使用のEUにおける規制については、本号の別稿⁽¹⁾を参照されたい。

I 水銀規制の現状

1 水銀の使用状況

アメリカにおける最近の金属水銀⁽²⁾の輸出入等の状況を示したのが、表1である。アメリカ国内への金属水銀の輸入量は変動しているが長期的には減少傾向にある。2009年には、206トン⁽³⁾が輸入されている。1990年代半ば以降、国内で水銀鉱山の採掘は行われていないが、ネバダ州などでの金の採掘の副産物として、年間約118トンの水銀が生じている⁽⁴⁾。水銀を使用し

表1 アメリカにおける水銀の輸出入量

年	2005	2006	2007	2008	2009
輸入量	212	94	67	155	206
輸出量	319	390	84	732	753
世界の水銀産出量	1,520	1,150	1,200	1,320	1,920

注：単位はいずれもトン

出典：U.S. Geological Survey, *2009 Minerals Yearbook-Mercury (advance release)*, December 2010, p.48-6. (<http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/mercury/myb1-2009-mercu.pdf>)

(1) 植月献二「EUの水銀の輸出禁止及び安全貯蔵に関する規則」『外国の立法』No. 248, 2011.6, pp.3-22.

(2) elemental mercury、元素水銀とも呼ばれる、化合物となっていない純粋な水銀。

(3) ヤードポンド法の short tons ではなく metric tons、1トンは1,000キログラム。

(4) 2006年の環境保護庁(EPA)の推計。Mercury Export Ban Act of 2007, Report to accompany H.R. 1534, Report 110-444, November 13, 2007, p.9. (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-110hrpt444/pdf/CRPT-110hrpt444.pdf>) 以後、インターネット情報はすべて2011年4月18日現在である。

た製品のリサイクルや廃棄物等から回収される金属水銀の量は、年間 50～80 トン程度と推定されている⁽⁵⁾。

アメリカ国内での水銀の消費量は、工業用の水銀の代替品の開発や水銀の毒性が広く認識されてきたこと等により、減少傾向にある。水銀を使用する塩素アルカリ工業の工場は、4つが稼働中である。

国内で余剰となった金属水銀は、金属回収業者等によって、世界各国に輸出され、主にアフリカ、アジア、南米等の小規模な鉱山で金の採掘に使用されている。これらの小規模な金鉱山からは、大量の水銀が自然界に放出されている。一方、アメリカにおいて人体への主要な水銀摂取は、水銀に汚染された魚を食べることによるとされている。魚の水銀汚染を減少させるには、環境中に放出される水銀量を減少させる必要がある。しかし、アメリカからの水銀の輸出量は増加傾向で 2009 年には 753 トンに上り、アメリカは主要な水銀輸出国となっている。このため、アメリカからの水銀の輸出量が減少すれば、環境中に放出される水銀量も減少すると考えられている。

2 水銀を規制する法律

アメリカにおいて、水銀のみを直接規制する法律は、電池への水銀の使用を段階的に禁止する 1996 年水銀含有充電電池管理法と、本稿で紹介する 2008 年水銀輸出禁止法（以下「禁止法」という。）である。このほか、表 2 のように、大気汚染防止法など多くの環境関連法等で水銀の使用や放出が規制されている。

水銀は、1980 年包括的環境補償法で、有害物質に指定されている。また、大気汚染防止法

や水質改善法で、有害汚染物質と位置付けられている。水銀を含む廃棄物には、固形廃棄物処理法で有害廃棄物と分類されるものもある。

II 2008 年水銀輸出禁止法

1 法律の概要

(1) 立法過程

2007 年水銀輸出禁止法案 (S.906) は、バラク・オバマ上院議員（現大統領）によって 2007 年 3 月 15 日に提出された。2008 年 9 月 26 日には上院を全会一致で、9 月 29 日には下院を賛成 393、反対 5 で通過し、大統領の署名を経て 2008 年 10 月 14 日に成立した (P.L.110-414)。当時、下院にも類似の法案 (H.R.1534) が提出されていた。

オバマ議員は 2006 年 6 月にも、同内容の法案 (S.3627) を提出していたが、実質的な審議が行われずに廃案になっている。また、オバマ議員は水銀の使用や放出の削減を目指す法案を 2006 年と 2007 年に提出しているが、これらも実質的な審議が行われずに廃案となっている⁽⁶⁾。

2008 年水銀輸出禁止法が成立した後も、水銀の使用や環境への放出をより直接的に削減しようとする法案が提出されてきたが、いずれも成立しなかった⁽⁷⁾。

(2) 法律の目的

禁止法の目的は、金属水銀の輸出を禁止することによって、世界的な市場における金属水銀の利用可能性を低下させ、小規模金鉱山等における水銀の使用量を減少させることにより、人体の健康や環境への水銀による汚染の影響を低減すること、国内市場においても金属水銀の流通量を減少させることにある。

(5) *ibid.*

(6) 2006 年に提出された法案は、Missing Mercury in Manufacturing Monitoring and Mitigation Act (S.3631)、2007 年に提出された法案は、Missing Mercury in Manufacturing Monitoring and Mitigation Act (S.1818) である。

(7) 例えば、2009 年には下院に 4 法案 (H.R.821, H.R.2065, H.R.2190, H.R.5674) が提出された。

表2 アメリカにおける水銀を規制する法律

法 律 名	概 要
連邦食品医薬品化粧品法 Federal Food, Drug, and Cosmetic Act (FFDCA)	水銀を化粧品の防腐剤や保存料として使用することの制限 水銀を歯科用アマルガムとして使用することを規制
職業安全衛生法 Occupational Safety and Health Act	職場における水銀ばく露基準を設定
大気汚染防止法 Clean Air Act	大気中への水銀放出限度を設定
連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法 Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act (FIFRA)	塗料や殺虫剤等への水銀の使用禁止又は段階的な使用禁止
安全飲料水法 Safe Drinking Water Act	飲料水中の水銀許容量を設定
有害物質管理法 Toxic Substances Control Act (TSCA)	有害物質管理に関する基本的な法律
固形廃棄物処理法 Solid Waste Disposal Act (通称、資源保全回収法 Resources Conservation and Recovery Act (RCRA))	水銀を含む廃棄物の廃棄基準を設定
1980年包括的環境対策補償責任法 Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980	水銀の流出を全米規制センター (NRC) に報告するよう義務付け
緊急事態計画及び地域住民の知る権利法 Emergency Planning and Community Right-to-Know Act (EPCRA)	水銀流出事故の際の報告義務を設定 水銀貯蔵量の報告義務の設定
1996年水銀含有充電電池管理法 Mercury-Containing Rechargeable Battery Management Act of 1996	電池への水銀の使用の段階的な禁止
1997年食品医薬品管理現代化法 Food and Drug Administration Modernization Act of 1997 (FDAMA)	食品医薬品局 (FDA) に対して、水銀化合物を含む食品や医薬品の一覧の作成を義務付け
水質浄化法 Clean Water Act	各州は水質中の水銀の基準を定め、工場等は水銀を排出する場合にその排出量の上限を定めた許可証の取得を義務付け
2008年水銀輸出禁止法 Mercury Export Ban Act of 2008	金属水銀の原則輸出禁止 水銀長期貯蔵施設の管理等

出典：EPA ウェブサイト “Mercury Laws and Regulations,” 〈<http://www.epa.gov/hg/regs.htm#act>〉；Linda G. Luther, “Mercury in Products and Waste: Legislative and Regulatory Activities to Control Mercury,” *CRS Report for Congress*, May 12, 2003. 〈http://www.henrywaxman.house.gov/UploadedFiles/Mercury_Emissions_to_the_Air_Regulatory_and_Legislative_Proposals.pdf〉を基に筆者作成。

また、輸出禁止の結果、国内で余剰となる金属水銀の長期的な保管のために、エネルギー省が施設を指定してその運営を行うことと、その際の保管の手續や基準について定めることである。

(3) 法律の規制対象

禁止法の規制対象は、原則として金属水銀である。水銀混合物や水銀の合金も規制の対象となる。水銀混合物や合金における水銀の比率に関しては、明示されていない。ただし、水銀化合物や、水銀を用いた製品（例えば、体温計や血圧計など）、歯科用アマルガム、金属スクラップ、廃棄された電気製品、水や土壤中の水銀、産業廃棄物、金属水銀を含む石炭、石炭の燃焼により生じる副産物等は、規制の対象とはならない。このようなものでも、金属水銀を回収して再利用したり販売する目的で輸出される場合等は、規制の対象となり得るとされている⁽⁸⁾。

2 主要な条項

禁止法の主要な条項は次のとおりである。なお、禁止法は、有害物質管理法⁽⁹⁾に水銀に関する規定を追加する改正法という形をとっている。

(1) 連邦政府の機関による金属水銀の販売等の禁止（第3条）

合衆国政府の保管する金属水銀の、他の連邦政府の機関、州若しくは地方政府の機関又は民間への販売、流通及び移転を禁止する。ただし、保管の目的で連邦政府の機関の間で移転する場合等はこの限りではない。

禁止法成立前から、政府機関の保有する余剰金属水銀は、国防省及びエネルギー省の施設に保管されていた。過去においては余剰水銀が輸

出用等に売却されていた時期もあったが、環境への影響を配慮し、国防省では1994年から、エネルギー省でも2006年から売却を中止していた。したがって、これまで政策的に実施されてきた点を、明文化した規定といえる。

(2) 金属水銀の輸出の禁止（第4条）

2013年1月1日から、合衆国からの金属水銀の輸出を禁止する。この輸出禁止は、合衆国内における金属水銀の販売、回収、使用等を制限又は禁止するものではない。また、金属水銀を使用した各種の製品、飛散灰（fly ash）及びその他の水銀化合物の輸出を制限するものでもない。

環境保護庁（以下「EPA」という。）に対しては、この法律の施行の1年後に連邦議会に対して、相当量生産され又は製造工程で使用されている水銀化合物について、次のような項目を記載した報告書の提出を定めている。

- ・ 合衆国内で製造され又は合衆国内に輸入される水銀化合物の製造者及び量
- ・ 各水銀化合物の使用目的、年間の消費量及び今後予想される消費量
- ・ 過去3年間に合衆国から輸出された水銀化合物の製造者及び輸出力
- ・ 輸出された水銀化合物が金属水銀に加工される可能性の有無

この規定に基づき、EPAは2009年10月14日に報告書⁽¹⁰⁾を連邦議会に提出した。このような規定が設けられたのは、後述するように金属水銀の輸出禁止により生ずる長期保管の費用負担を避けるために、企業等が金属水銀を水銀化

(8) EPA, "Questions and Answers about the Mercury Export Ban Act of 2008." <<http://www.epa.gov/hg/exportban-ques.htm>>

(9) Toxic Substances Control Act (TSCA), 15 U.S.C.2601 *et seq.*

(10) EPA, *Report to Congress: Potential Export of Mercury Compounds from the United States for Conversion to Elemental Mercury*, October 14, 2009. <<http://www.epa.gov/mercury/pdfs/mercury-rpt-to-congress.pdf>>

合物として輸出する可能性があるためである。

(3) 輸出禁止の特例規定（第4条）

合衆国内に居住する者は、EPA長官に対して、金属水銀の輸出禁止について特例を認めるよう申請することができる。EPA長官は、次の条件をいずれも満たす場合、規則によって外国の特定の施設での特定の目的の使用について、金属水銀の輸出禁止の特例を承認することができる。

- ・ その特定の用途のための水銀の代替物が、その施設が存在する国において入手できないこと。
- ・ 当該国内で水銀鉱山以外から金属水銀が供給されないこと。
- ・ 当該国が輸出禁止の特例措置を支持していることを証明すること。
- ・ 金属水銀が、特定施設で特定の目的のみに使用されること。
- ・ 金属水銀が、健康や環境を配慮した方法で使用され、管理されること。
- ・ 金属水銀の輸出が、世界的な水銀の供給、使用及び汚染を減少させるといふ、合衆国の国際的な責務と一致すること。

EPA長官は、金属水銀の輸出を最小限に抑えるために、輸出の期間や条件を定めなければならない。また特例措置として輸出される期間は3年を超えてはならず、金属水銀の量も10トンを超えてはならない。

(4) 長期保管（第5条）

① 施設の指定（a項）

エネルギー長官は、2010年1月1日までに、合衆国内で生じた金属水銀の長期

保管と管理のための施設を指定し、また、2013年1月1日までに、運用を開始しなければならない。

この規定に基づき、エネルギー省は、2011年1月19日に、7か所の長期保管施設を候補地として、それぞれの施設における健康、環境、社会経済的な影響を分析した報告書⁽¹¹⁾を刊行している。

なお、金属水銀を自らの責任で長期保管している民間の企業等が、エネルギー長官の指定する施設を利用するか否かは任意である。

② 使用料（b項）

エネルギー長官は、指定施設における金属水銀の長期の保管と管理に必要な費用に充てるための使用料を定めて、金属水銀が指定施設に搬入される際に、水銀を指定施設に移送する民間企業等から徴収しなければならない。この使用料は、2012年10月1日までに公表されなければならない。

③ 連邦議会への報告書（c項）

エネルギー長官は、毎会計年度に、その前の年度の金属水銀の保管や管理に要した費用に関する報告書を、連邦議会両院の所管委員会に提出しなければならない。

④ 施設の管理指針（d項）

エネルギー長官は、EPA長官及び関係する州政府の機関と協議の上、金属水銀の長期保管について、受入れ、管理、長期保管等の手続と基準を定めた指針を2009年10月1日までに公表しなければならない。この規定に基づき、エネルギー省は2009

(11) Department of Energy, *Final Long-Term Management and Storage of Elemental Mercury Environmental Impact Statement*, Volume 1, January 19, 2011. (<http://mercurystorageeis.com/Volume%201-Final%20Mercury%20Storage%20EIS.pdf>)

年11月13日に、金属水銀の受入れ、管理、長期保管に関する基本的な基準と手続を定めた暫定的な指針⁽¹²⁾を公表した。

エネルギー省の保管施設における水銀の保管については、固形廃棄物処理法等の規定に従わなければならない。

⑤ 金属水銀を運搬する者に対する補償 (e 項)

金属水銀の指定施設への移送後は、民間企業等は、指定施設からの水銀の流出や流出のおそれから生じる損害等に対する訴訟等の法的行為に対する責任を、一定の条件を満たした場合に免責し又は補償される。

補償を求める者は、エネルギー長官に対して、手続に従って必要な情報等の書類を提出しなければならない。

⑥調査 (h 項)

エネルギー長官は、2014年7月1日までに、EPA長官と協議の上実施した調査の結果を連邦議会に提出しなければならない。その調査報告書には、金属水銀の長期保管が、水銀のリサイクルに与える影響や、その負の影響を緩和するための提案を記載

しなければならない。

(5) 連邦議会への報告書 (第6条)

EPA長官は、この法律の施行後3年を経過した時から2017年1月1日までに、連邦議会両院の所管委員会に、国際的な金属水銀の鉱山からの第一次的な供給や取引の状況について、報告書を提出しなければならない。

Ⅲ 法律制定後の動向

1 長期保管施設の選定

禁止法の施行により、これまで輸出されていた金属水銀がアメリカ国内で余剰となるため、エネルギー省が指定し管理する施設で長期保管される水銀の総量は、今後40年間で最終的に8,500～9,700トンに上ると分析されている⁽¹³⁾。(表3)

エネルギー省の報告書によれば、長期保管施設の候補地として、具体的に次の7つが検討された。

- コロラド州 エネルギー省グランドジャンクション廃棄物処理場
- ワシントン州 エネルギー省ハンフォード処理場
- ネバダ州 ホーソーン陸軍兵站部

表3 エネルギー省施設で長期保管される国内余剰水銀量予測 (今後40年間)

水銀排出源	貯蔵施設に搬送される期間 (年)	量 (トン)
テネシー州オークリッジのエネルギー省Y-12 国家安全保障複合施設	2013-2014	1,200
塩素アルカリ工場の閉鎖や製法の転換	2013-2019	1,100
廃棄物処理、リサイクル施設からの回収	2013-2052	2,500
金鉱山からの副産物	2013-2052	3,700-4,900
合計		8,500-9,700

出典: Department of Energy, *Final Long-Term Management and Storage of Elemental Mercury Environmental Impact Statement*, Volume 1, January 19, 2011, p.1-4. <<http://mercurystorageeis.com/Volume%201-Final%20Mercury%20Storage%20EIS.pdf>>

(12) Department of Energy, *Interim Guidance on Packaging, Transportation, Receipt, Management, and Long-Term Storage of Elemental Mercury*, November 13, 2009. <[http://mercurystorageeis.com/Elementalmercurystorage%20Interim%20Guidance%20\(dated%202009-11-13\).pdf](http://mercurystorageeis.com/Elementalmercurystorage%20Interim%20Guidance%20(dated%202009-11-13).pdf)>

(13) Department of Energy, *op.cit.* (11), p.1-4.

アイダホ州 エネルギー省アイダホ国立実験
施設

ミズーリ州 エネルギー省カンザスシティー
施設

サウスカロライナ州 エネルギー省サバンナ
川処理場

テキサス州 廃棄物管理専門会社 (Waste
Control Specialists, LLC)

分析の結果エネルギー省は、テキサス州の廃棄物管理専門会社の既存の施設に加えて、新たな施設を建設して長期保管施設とすることが望ましいとしている⁽¹⁴⁾。

2 水銀化合物の輸出禁止

金属水銀はエネルギー省の指定する施設で長期保管されるが、その費用は金属水銀を搬入する者が負担しなくてはならない。このため、保管料の負担を避けるために、企業等が金属水銀から水銀化合物を生産して輸出することが懸念されている⁽¹⁵⁾。

禁止法は、2013年からの金属水銀の輸出禁止を定めたもので、水銀化合物の輸出禁止については定めていない。すでにみたように、同法第4条は、塩化水銀などの水銀化合物に関する報告書の提出をEPAに義務づけている。この規定に基づいて、2009年10月14日に連邦議会に報告書が提出された。

この中で、EPAは同法に挙げられた3化合物を含む200以上の水銀化合物について検証し、現在もアメリカ国内で生産され、海外に輸出されて金属水銀の原料となりうる12の化合物についての調査結果を報告している。アメリカ国内で最も生産量の多い水銀化合物である塩化第一水銀については、金属水銀を生産するこ

とが技術的に容易で、経済的にも十分実現可能な費用で金属水銀を生産できることから、海外に輸出されて金属水銀の原料となりうると結論づけている。塩化第一水銀はアメリカ国内では、金採掘の際の副産物としても生じる。塩化第二水銀、硫化第二水銀、硝酸第二水銀についても、輸出される可能性を指摘している⁽¹⁶⁾。

おわりに

2008年水銀輸出禁止法は、禁止対象を水銀の合金や混合物を含む金属水銀に限定するなど、かなり限定的な内容となっている。水銀化合物の輸出は、金属水銀輸出禁止の抜け道となる可能性が指摘されている。EUでは、特定の水銀化合物も輸出禁止の対象とされている。アメリカでは水銀化合物にも輸出禁止の範囲を広げる法案⁽¹⁷⁾は、これまでも提出されているがいずれも成立していない。

さらに、輸出禁止の例外規定が設けられているがこの規定がどのように適用されるのか、2008年水銀輸出禁止法の実効性の担保が今後の課題といえよう。

参考文献

- ・ *Mercury Export Ban Act of 2007, Report to accompany H.R. 1534*, Report 110-444, November 13, 2007. (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-110hrpt444/pdf/CRPT-110hrpt444.pdf>)
- ・ *Mercury Market Minimization Act of 2007, Report to accompany S. 906*, Report 110-477, September 22, 2008. (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-110srpt477/pdf/CRPT-110srpt477.pdf>)
- ・ EPA, *EPA's Roadmap for Mercury*, July 2006.

(14) *op.cit.* (11), pp.2-32 ~ 2-50.

(15) EPA, *op.cit.* (10).

(16) *op.cit.* (10), pp.64-65.

(17) 例えば、Mercury Pollution Reduction Act of 2009, H.R.2065.

- 〈<http://www.epa.gov/mercury/pdfs/FINAL-Mercury-Roadmap-6-29.pdf>〉
- ・ EPA, “Questions and Answers about the Mercury Export Ban Act of 2008.” 〈<http://www.epa.gov/hg/exportban-ques.htm>〉
 - ・ U.S. Geological Survey, *2009 Minerals Yearbook-Mercury*, December 2010. 〈<http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/mercury/myb1-2009-mercu.pdf>〉

(ひろせ じゅんこ)

2008年水銀輸出禁止法

Mercury Export Ban Act of 2008

海外立法情報課 廣瀬 淳子訳

【目次】

- 第1条 略称
- 第2条 事実認定
- 第3条 金属水銀の販売、流通又は移転の禁止
- 第4条 金属水銀の輸出の禁止
- 第5条 長期保管
- 第6条 連邦議会への報告書

第1条 略称

この法律は、「2008年水銀輸出禁止法」として引用することができる。

第2条 事実認定

連邦議会は、次の事実を認定する。

- (1) 水銀は、人、生態系及び野生生物に極めて有害である。
- (2) 合衆国内の出産適齢の女性のうち10%は、血液中の水銀濃度が胎児に危険を及ぼす水準にある。
- (3) 合衆国内で年間に出生した子供のうち63万人もが、水銀に関する神経障害が生ずるおそれがある。
- (4) 合衆国内の人々が水銀にばく露される最も主要な原因は、水銀に汚染された魚を食べることにある。
- (5) 環境保護庁（以下「EPA」という。）は2004年現在の状況について、次のように報告している。
 - (A) 44州が、延べ1300万エーカーの湖及び延べ75万マイルの河川に適用する魚の摂食基準を設けている。

- (B) 21州で州全域に適用する淡水魚摂食基準を設けている。
- (C) 12州で州全域に適用する沿岸魚摂食基準を設けている。
- (6) 汚染されていない魚は世界的に重要かつ健康的な栄養源であることにより、水銀汚染の長期的な解決策は、魚の消費を減少させることではなく、世界的規模で水銀の使用と放出を最小化し、結果として環境中の汚染レベルを低下させることである。
- (7) 水銀汚染は、国境を越える汚染である。地域的、広域的及び世界的規模で汚染が蓄積し、工場の近く（五大湖を含む。）や遠方（北極を含む。）の地域の水質を汚染する。
- (8) 世界市場において金属水銀⁽¹⁾を比較的低価格で十分に供給する自由な取引は、合衆国外において金属水銀を継続的に使用させ、手工業的な金の採掘等水銀を多量に排出する活動にも用いられる。
- (9) 合衆国内では、工業製品（電池、塗料、スイッチ及び計測器を含む。）の製造工程の変更の結果、水銀の意図的な使用は減少傾向にある。しかし、発展途上国では、水銀の使用は高い水準にとどまっており、汚染の管理が限定的で廃棄物管理施設も限られているために、製品からの水銀流出が非常に起こりやすくなっている。
- (10) EU加盟諸国は、全体として世界最大の金属水銀輸出国である。
- (11) 欧州委員会は、欧州議会及びEU理事会に対して、2011年までに金属水銀のEUからの輸出を禁止する規則を提案した。

(1) 訳者注 elemental mercury、元素水銀とも呼ばれるが、以下「金属水銀」と訳す。

(12) 合衆国は、金属水銀の純輸出国であり、合衆国地質調査所によれば 2000 年から 2004 年の期間に輸入量よりも 506 トン多く輸出している。

(13) 合衆国からの金属水銀の輸出の禁止は、金属水銀の市場での入手可能性に相当な影響があり、発展途上国において水銀から入手可能な代替物へ転換させる効果を持つだろう。

第 3 条 金属水銀の販売、流通又は移転の禁止

有害物質管理法の第 6 条（合衆国法典第 15 編第 2605 条⁽²⁾）の末尾に次の一項を加える。

「(f) 水銀

(1) 連邦政府の機関による金属水銀の販売、流通又は移転の禁止

第(2)号で述べる特例を除き、この項が成立した日から、連邦政府の機関は、連邦政府の機関の管理又は管轄下にある金属水銀を、他の連邦政府の機関、州若しくは地方政府の機関又は民間の個人若しくは法人に、運搬、販売又は流通させてはならない。

(2) 特例

第(1)号は次の場合には適用しない。

(A) この法律を施行するための水銀の貯蔵を促進するという目的のためだけに、金属水銀を連邦政府の機関の間で移転する場合

(B) 石炭の運搬、販売、流通又は移転

(3) 連邦の石炭のリース

この項の規定は、石炭のリースを禁ずるものではない。」

第 4 条 金属水銀の輸出の禁止

有害物質管理法の第 12 条（合衆国法典第 15 編第 2611 条⁽³⁾）を次のように改める。

(1) (a)項中の「(b)項」を削除して、「(b)項及び(c)項」を挿入する。

(2) 末尾に次の一項を加える。

「(c) 金属水銀の輸出の禁止

(1) 禁止

2013 年 1 月 1 日から合衆国外への金属水銀の輸出を禁止する。

(2) (a)項の不適用

(a)項の規定は、この項の場合については、適用しない。

(3) 水銀化合物についての連邦議会への報告

(A) 報告書

2008 年水銀輸出禁止法が成立してから 1 年以内に、EPA 長官は、製品又は製造過程で現在相当量使用されている塩化第二水銀、塩化第一水銀又は甘こう、酸化水銀及びその他の水銀化合物に関する報告書を公表して連邦議会に提出しなければならない。当該報告書には、次の分析を記載しなければならない。

(i) 年間に合衆国内に輸入され、又は合衆国内で製造された各水銀化合物の製造者及び量

(ii) 各化合物の国内での用途、その用途別に現在の各化合物の年間消費量及びその用途別に 2010 年以降の毎年の年間消費量の見積

(iii) 過去 3 年間の各年で合衆国外に輸出された各水銀化合物の製造者及び輸出货量

(iv) 合衆国外に輸出された後にこれらの水銀化合物が金属水銀に加工される可能性

(v) これら水銀化合物のうち 1 つ又は 2 つ以上のものを輸出禁止の対象とするかを連邦議会が決定する際に考慮するべきその他の関連情報

(B) 手続

この節の報告書を作成する際に、EPA 長官は、第 10 条及び第 11 条等この編の規

(2) 訳者注 有害化学物質及び混合物の規制に関する規定

(3) 訳者注 輸出に関する規定

定による情報収集権限を用いることができる。

(4) 必要不可欠な使用の特例

(A) 合衆国内に居住する者は、EPA 長官に対して第(1)節の輸出禁止の特例の承認を申請することができ、EPA 長官は、規則に基づき、次の事実があると認定したときは、通知及びコメントの機会の後に、特定の外国の施設の特定の使用に対して特例を承認することができる。

(i) 施設がある国において特定の用途に供する水銀の代替物が入手できないこと。

(ii) 金属水銀が使用される国において、国内の供給者からの金属水銀の供給源（新たな水銀鉱山を除く。）がほかに存在しないこと。

(iii) 金属水銀が使用される国が、この特例を支持していることを証明すること。

(iv) 輸出は、金属水銀が申請に記載された特定の施設のみで使用され、いかなる理由があっても他の施設での使用に転用されないことを確保するような方法でなされること。

(v) 金属水銀が、人の健康及び環境への地域的、広域的及び世界的な影響を考慮して、人の健康及び環境を護るような方法で使用されること。

(vi) 金属水銀が、人の健康及び環境への地域的、広域的及び世界的な影響を考慮して人の健康及び環境を護るような方法で取り扱われ及び管理されること。

(vii) 特定の用途の金属水銀の輸出が、世界的な水銀の供給、使用及び汚染を減少させるという合衆国の国際的な責務に合致すること。

(B) この節に基づいて EPA 長官が承認した各特例措置は、金属水銀の輸出を最小化するのに必要な期間及び条件を付し、条件に

完全に適合することを確保し、EPA 長官が定めるその他の期間及び条件を付さなければならない。この節に基づく措置は、3年を超えてはならず、かつ、措置の金属水銀は10トンを超えてはならない。

(C) EPA 長官は、(D)の規定に違反の場合には、命令により、措置を停止し又は取り消すことができる。

(D) この項若しくは措置の期間及び条件に違反し、又は虚偽の関連情報を提出した場合には、第15条の禁止行為とみなされ、第16条の罰則、第17条の差止命令による救済及び第20条の民事訴訟の対象となる。

(5) 通商上の義務との整合性

この項のいかなる規定も、国際的な通商上の義務の一貫性を保つための要件に関して、既存の法律に影響を与え、置き換え又は修正するものではない。

(6) 石炭の輸出

この項のいかなる規定も、石炭の輸出を禁止するものと解釈されてはならない。」

第5条 長期保管

(a) 施設の指定

(1) 総則

2010年1月1日までにエネルギー長官（この条においては、「長官」という。）は、エネルギー省の施設で、エネルギー省のオークリッジ保留地にある Y-12 国家安全保障複合施設又はその一部若しくはその施設を含まないものを、合衆国内で生じた金属水銀の長期の管理及び保管のための施設に指定しなければならない。

(2) 施設の運営

2013年1月1日までに、第(1)節で指定した施設を、合衆国内で生じ当該施設に搬入された金属水銀の長期の管理及び保管のために運用管理しなければならない。

(b) 使用料

(1) 総則

(a)項に定めるプログラムに基づいて、金属水銀を長期の管理及び保管するために指定された施設へ運搬すると考えられる者及びその他の関係者と協議した後に、長官は、このような管理と保管のための運搬の際に、施設に運搬される金属水銀の長期の管理及び保管に比例する費用に基づく使用料を見積もって徴収しなければならない。使用料の金額は、

- (A) 2012年10月1日までに公表されなければならない。
- (B) 毎年改定することができる。
- (C) 第(2)節に規定される費用を十分に賄える金額でなくてはならない。

(2) 費用

第(1)節(C)にいう費用とは、当該管理及び保管についてエネルギー省にかかる費用であって、施設の運営及び維持、安全、監視、報告、人件費、運営、点検、訓練、防火、閉鎖並びにその他の関連法律を遵守するのに必要な費用を含む。このような費用には、固形廃棄物処理法若しくはその他の関連する法律に基づく施設の土地取得又は指定された施設の許可に伴う費用は含まない。建物の設計及び建物の建設費用は、長官がこの条に基づくプログラムに基づいて受け入れた金属水銀の管理及び保管が新たな建物を建設しなければ行うことができないと認めた場合に限り算入する。

(c) 報告書

連邦の会計年度が終了してから60日以内に、長官は、連邦議会下院のエネルギー・商務委員会及び上院の環境・公共事業委員会に、前会計年度における金属水銀の長期管理及び保管によって生じたすべての費用に関する報告書を提出しなければならない。このような報告書には、

この条に基づいて行われた活動に伴う費用を別個に記載しなければならない。

(d) 施設の管理基準

(1) 指針

2009年10月1日までに長官は、EPA長官及び関係する州のすべての州政府の機関と協議の上、(a)項に基づき定められた長期管理及び保管プログラムの潜在的な利用者等に対して、輸送用密閉格納容器その他の適切な輸送容器の利用確保に関する要件等を含み、指定された施設における金属水銀の受領、管理及び長期保管の方法及び基準を定める指針を公開しなければならない。このような方法及び要件は、人間の健康を守り、環境を保護するものでなければならない。金属水銀が安全、安定的かつ有効に保管されるものでなければならない。このような方法及び基準に加えて、指定された施設における金属水銀の管理及び保管は、固形廃棄物処理法の規定に基づいて、同法C編の規定に従い、(g)項(2)に規定される場合を除き、行われなければならない。2013年1月1日又はそれ以前から存在した指定施設については、固形廃棄物処理法第3005条(c)項に従って最終的承認申請が許可されるまでは、固形廃棄物処理法第3005条(e)項の規定に基づく暫定的な位置づけで運営を承認される。2015年1月1日までに、EPA長官（又は授権された州）は、承認申請に対して最終決定を行わなければならない。

(2) 訓練

長官は、金属水銀の管理、運搬、保管、監視又は対応に関する責務を負うすべての職員に対して、運用訓練及び緊急訓練を実施しなければならない。

(3) 設備

長官は、各指定施設において、通常の運

営、非常事態、監視、在庫の確認、金属水銀の搬入及び保管に必要なすべて設備を確実に備えなければならない。

(4) 火災報知機及び消火設備

長官は、

(A) 各指定施設に、煙探知器及び熱探知器を含む火災報知システムを確実に設置しなければならない。

(B) 常設の消火設備を確実に設置しなければならない。ただし、常設の消火設備の設置が人間の健康や環境を守るために必要でないと長官が決定した場合にはこの限りではない。

(e) 金属水銀を運搬する者に対する補償

(1) 総則

(A) (B)に定める場合を除き、第(2)節の規定に反しない限り、長官は、(a)項に規定する指定施設に金属水銀を運搬した後の作為又は不作為の結果により生じた金属水銀の流出又は流出のおそれに基づいて又はその結果として受けた人身損害又は財産的損害（死亡、疾病、財産の損失若しくは損害又は経済的損失を含む。）に係る訴訟、訴訟上の請求、申立て若しくは処分、賠償責任、判決又は費用若しくはその他の手数料については、(a)項の規定により設定されたプログラムによる指定施設に金属水銀を運搬する者が〔これらによる支払の請求を〕受けないようにし、当該支払を免除し又は〔当該支払による損失を〕完全に補償しなければならない。

(B) (A)に規定する者が当該流出又は流出のおそれに関与した場合については、(A)の規定を適用してはならない。

(2) 条件

補償を求める者が次に掲げる行為を行わない場合には、補償をすることができない。

(A) 補償を求める訴訟上の請求の通知書を

受領してから30日以内に、文書で長官に通知すること。

(B) 本人の受領した関係書類の写しを長官に提出すること。

(C) この項に規定する訴訟上の請求、損失又は損害について証拠を備え又は証明があること。

(D) 訴訟上の請求又は訴えについて抗弁の提出若しくは和解をするために、長官の求めに応じ、本人の記録を閲覧させ又は関係者に面会させること。

(3) 長官の権限

(A) この規定に基づき、第(1)節(A)に規定する人身損害又は財産的損害に係る訴訟、訴訟上の請求、申立て若しくは処分、損害賠償、判決又は費用若しくはその他の手数料について、支払をした者がエネルギー省による補償を必要とすることがあると決定した場合には、長官は、本人に代わって人身損害又は財産的損害の訴訟上の請求について和解し又は抗弁を提出することができる。

(B) (A)に規定する場合において、エネルギー省による補償を必要とするところのある者が訴訟上の請求について長官による和解又は抗弁の提出を承諾しないときは、その者は、この項の訴訟上の請求について補償を受けることができない。

(f) 条件及び手続

長官は、この条を施行するのに必要な条件及び手続を定める権限を有する。

(g) 他の法律への影響

(1) 総則

第(2)節に定める場合を除き、この条の規定は、連邦、州若しくは地方のいかなる法律又は当該法律の適用を受ける者の義務を変更し、若しくは影響を与えるものではない。

(2) 特例

(A) 長官が長期に保管している金属水銀は、固形廃棄物処理法第 3003 条(j)項（合衆国法典第 42 編第 6924 条(j)項⁽⁴⁾）の保管禁止の対象としてはならない。固形廃棄物処理法第 3004 条(j)項の規定に照らして、長官が (a)項に基づき指定する施設に保管すべき金属水銀を 90 日以内の期間蓄積している水銀の生産者は、適切な処理、回収又は処分を促進するために水銀を蓄積しているものとみなす。

(B) 次に掲げるすべてを満たす場合に限り金属水銀は、固形廃棄物処理法第 3005 条(c)項（合衆国法典第 42 編第 6925 条(c)項⁽⁵⁾）に基づいて発行される許可証による、施設に保管してもよいものとし、固形廃棄物処理法第 3004 条(j)項（合衆国法典第 42 編第 6924 条(j)項）の保管禁止の対象としてはならない。

(i) 長官が、(a)項に基づき長官の指定する施設に、許可された施設の所有者又は運営者の管理を超える理由で、水銀を受け入れることができないとき。

(ii) 許可された施設の所有者又は運営者が、長官が水銀を受け入れることができる時に、指定施設に水銀を送ることを文書で長官に証明したとき。

(iii) 許可された施設の所有者又は運営

者が長官に対する文書で、水銀を販売その他の商取引の対象としないことを証明したとき。

この号は、許可された施設の所有者又は運営者で、(ii)又は(iii)の証明書の提供をしなかった水銀については、適用しない。

(h) 調査

2014 年 7 月 1 日までに長官は、EPA 長官と協議の上実施した次の調査結果を連邦議会に提出する。

(1) この条に基づく長期保管プログラムの水銀リサイクルに対する影響を見極める調査

(2) 第(1)節に基づいて明らかにされた負の影響を、必要に応じて緩和するための提案

第 6 条 連邦議会への報告書

有害物質管理法第 12(c)条（合衆国法典第 15 編第 261(c)条）に第 4 条を追加したこの法律に基づく金属水銀の輸出禁止を実施した日の後 3 年を経過した時から、2017 年 1 月 1 日までに、EPA 長官は、連邦議会下院のエネルギー・商務委員会及び上院の環境・公共事業委員会に、最初に採掘された金属水銀の国際的な取引量、最初の採掘の場所及びこの法律の結果最初の採掘が増加したか否かについての項目その他の事項を記載した金属水銀の世界的な供給及び取引に関する報告書を提出しなければならない。

(ひろせ じゅんこ)

(4) 訳者注 有害廃棄物の処理、保管、処分施設に関する規定

(5) 訳者注 有害廃棄物の処理、保管、処分の許可証の発行に関する規定